



第14号様式 (第8条関係)
(その1)

収 支 報 告 書

ニホンキョウサントウ オオズミチウインカイ

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿8-4-5

日本共産党大隅地区委員会

TEL0994-43-4031 FAX0994-43-4032

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

鹿屋市寿 8丁目4-5

菊 永 哲 彦

境 田 幸 子

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
☒ 政治資金団
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出
をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

事務担当者の氏名 境田幸子

(電話) 0994-43-4031

(電話)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	18,820,396
(前年からの繰越額)	①	5,941,649
(本年の収入額)	②	12,878,747
支 出 総 額	B	14,019,275
翌年への繰越額	A-B	4,801,121

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		675,874
員 数	(党費又は会費を納入した実人数を記載すること)	1,307

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	6,373,199	内訳は(その7)へ
〔うち特定寄附〕		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	6,373,199	
寄附のうち寄附の あつせんによるもの		内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿名 寄 附		内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)	6,373,199	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
E 日本共産党鹿児島県委員会	456,530	令和6.1.31	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	415,616	令和6.2.29	〃	
〃	422,817	令和6.3.29	〃	
〃	422,200	令和6.4.30	〃	
〃	413,907	令和6.5.31	〃	
〃	495,174	令和6.6.28	〃	
〃	947,744	令和6.7.31	〃	
〃	398,594	令和6.8.30	〃	
〃	419,524	令和6.9.30	〃	
〃	614,034	令和6.10.31	〃	
〃	404,084	令和6.11.29	〃	
〃	410,331	令和6.12.30	〃	
こ の 頁 の 小 計	5,820,555			
合 計	5,820,555			

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その6)

(6)その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1件10万円未満のもの	9,119	
合 計	9,119	

- (備考) 1 一件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては、一括してその金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
- 3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
稲留 光晴	2,900	令和6.1.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.2.29	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.3.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.4.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.5.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.6.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.7.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.8.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.9.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.10.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.11.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	900	令和6.12.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
この頁の小計	12,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
菊永 哲彦	3,000	令和6.1.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.2.26	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.3.26	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.4.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.5.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.6.24	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.7.24	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.8.24	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.9.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.10.24	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.11.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和6.12.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
この頁の小計	36,000	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
五位塚 剛	9,500	令和6.1.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.2.29	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.3.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.4.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.5.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.6.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.7.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.8.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.9.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.10.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.11.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	9,500	令和6.12.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
この頁の小計	114,000	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
小園 義行	5,900	令和6.1.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.2.29	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.3.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.4.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.5.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.6.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.7.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.8.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.9.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.10.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.11.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和6.12.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
この頁の小計	70,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
小中野明子	7,200	令和6.4.30	曾於市末吉町二之方3426	無職	
小中野明子	50,000	令和6.6.30	曾於市末吉町二之方3426	無職	
小中野明子	40,000	令和6.12.29	曾於市末吉町二之方3426	無職	
この頁の小計	97,200	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
児丸秋美	200	令和6.1.31	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.2.29	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.3.31	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.4.30	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.5.31	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	30,200	令和6.6.30	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	400	令和6.8.31	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.9.30	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.10.31	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	200	令和6.11.30	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
児丸秋美	20,200	令和6.12.30	曾於市大隅町段中町146番地	無職	
この頁の小計	52,400				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(7)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
境田年光	1,400	令和6.1.31	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	1,400	令和6.2.29	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	29,800	令和6.4.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	1,400	令和6.5.31	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	41,400	令和6.6.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	1,400	令和6.7.31	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	2,800	令和6.9.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	23,000	令和6.10.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	2,800	令和6.11.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田年光	21,400	令和6.12.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
この頁の小計	126,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
柴立 豊子	151,300	令和6.1.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	150,500	令和6.2.29	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	150,500	令和6.3.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	150,500	令和6.4.30	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	150,500	令和6.5.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	250,500	令和6.6.30	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	100,500	令和6.7.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	100,000	令和6.8.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	101,000	令和6.9.30	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	200,500	令和6.10.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	100,000	令和6.11.30	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	151,000	令和6.12.30	鹿屋市寿8-7256-6		
この頁の小計	1,756,800	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
徳峰 一成	40,500	令和6.1.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.2.29	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.3.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.4.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.5.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	90,500	令和6.6.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.7.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.8.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,000	令和6.9.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	91,000	令和6.10.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.11.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和6.12.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
この頁の小計	586,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
西永 豊志	5,300	令和6.2.5	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	10,700	令和6.3.31	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	10,600	令和6.5.31	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	25,300	令和6.6.30	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和6.8.2	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和6.9.2	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和6.10.3	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	10,600	令和6.11.30	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	25,300	令和6.12.28	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
この頁の小計	103,700	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
福原 トシ子	900	令和6.2.1	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	1,800	令和6.3.31	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	900	令和6.4.30	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	13,800	令和6.6.30	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	900	令和6.8.2	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	900	令和6.9.1	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	5,900	令和6.10.30	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	900	令和6.11.1	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
福原 トシ子	3,300	令和6.12.29	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
この頁の小計	29,300	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分		個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
福村 よう子	25,000	令和6.6.30	曾於市大隅町月野5878	無職		
福村 よう子	25,000	令和6.12.29	曾於市大隅町月野5878	無職		
この頁の小計	50,000					
その他の寄付						
合 計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
宮地 利雄	900	令和6.1.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.2.29	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	1,800	令和6.4.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.5.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.6.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	1,900	令和6.7.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.8.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.9.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.10.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.11.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	令和6.12.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
この頁の小計	11,800	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

(備考)

1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
持留 良一	71,400	令和6.1.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	71,400	令和6.2.29	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	70,000	令和6.3.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	72,800	令和6.4.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	71,400	令和6.5.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	71,385	令和6.6.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	102,385	令和6.7.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	71,400	令和6.8.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	72,800	令和6.9.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	70,000	令和6.10.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	71,400	令和6.11.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	108,766	令和6.12.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
この頁の小計	925,136	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付					
合 計					

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
宮地 久美子	1,200	令和6.2.5	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	2,400	令和6.3.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和6.5.2	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	2,400	令和6.6.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和6.8.2	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和6.9.2	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和6.10.3	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和6.11.5	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	2,400	令和6.12.28	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
この頁の小計	14,400	←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること			
その他の寄付	2,386,063				
合 計	6,373,199				

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	4,369,949	
(2) 光 熱 水 費	286,282	
(3) 備 品・消 耗 品 費	1,029,016	
(4) 事 務 所 費	3,033,586	
小 計	8,718,833	①((1)~(4)の合計)
2 政 治 活 動 費		
(1) 組織活動費	2,358,905	
(2) 選挙関係費	878,545	
(3) 機関紙の発行その他の事業費	409,064	ア~エの合計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	409,064	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	74,900	
(5) 県への納付金	1,579,028	
(6) その他の経費	0	
小 計	5,300,442	②((1)~(6)の合計)
合 計	14,019,275	①+②

合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目区分 組 織 活 動 費 ()			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、その主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	2,358,905				
合 計	2,358,905				

←(その13)の「組織活動費」の額と一致すること。

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人・他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目区分 選挙関係費()			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、その主たる事務所の所在地)	備 考
新聞折込	152,460	令和6.10.18	株式会社 南日本新聞開発センター	鹿屋市札元2丁目3771-6	
この頁の小計	152,460				
その他の支出	726,085				
合 計	878,545	←(その13)の「選挙関係費」の額と一致すること。			

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目区分 宣 伝 事 業 費()			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、その主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	409,064				
合 計	409,064				

←(その13)の「宣伝事業費」の額と一致すること。

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人・他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目区分 調査研究費()			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、その主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	74,900				
合 計	74,900	←(その13)の「調査研究費」の額と一致すること。			

107366

他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄 付 ・ 交 付 金 (交 付 金)			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ る場合は、その所在地)	備 考
納付金	31,035	令和6.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	34,760	令和6.2.29	〃	〃	
〃	76,050	令和6.3.29	〃	〃	
〃	36,620	令和6.4.30	〃	〃	
〃	30,890	令和6.5.31	〃	〃	
〃	432,201	令和6.6.28	〃	〃	
〃	36,900	令和6.7.31	〃	〃	
〃	27,965	令和6.8.30	〃	〃	
〃	26,760	令和6.9.30	〃	〃	
〃	726,830	令和6.10.31	〃	〃	
〃	37,960	令和6.11.29	〃	〃	
〃	81,057	令和6.12.30	〃	〃	
この頁の小計	1,579,028				
その他の支出	0				
合 計	1,579,028	←(その13)の「寄附・交付金」の額と一致すること。			

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その16)

(2) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
納付金	31,035	令和6.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	34,760	令和6.2.29	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	76,050	令和6.3.29	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	36,620	令和6.4.30	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	30,890	令和6.5.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	432,201	令和6.6.28	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	36,900	令和6.7.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	27,965	令和6.8.30	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	26,760	令和6.9.30	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	726,830	令和6.10.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	37,960	令和6.11.29	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
納付金	81,057	令和6.12.30	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
この頁の小計	1,579,028				
合 計	1,579,028				

(備考) 1 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、当該支出の金額並びに供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 上 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「○」を記入すること。
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 2月 11日

政治団体の名称

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿8-4-5

日本共産党大隅地区委員会

会計責任者の氏名

TEL 0994-43-4031 FAX 0994-43-4032

境 田 幸 子

代表者の氏名 (解散団体のみ)

(備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。